

森川中央議員の政務活動費の不適切な計上に係る議長調査結果とりまとめ

森川中央議員の平成29年度分及び平成30年度分政務活動費収支報告書における事務所照明工事費の不適切な計上について、京都市政務活動費の交付等に関する条例第14条第1項の規定に基づく調査の結果等は次のとおりである。

第1 政務活動費の不適切な計上の事実等

1 平成29年度分政務活動費収支報告書への事務所照明工事費の計上について

森川中央議員は、京都市会議長の調査に対する令和2年6月5日付け回答（以下「6月5日付け回答」という。）において、平成30年3月31日に現金で先払をした事務所照明工事代金（以下「先払代金」という。）の返金を受けた日は、平成30年5月末頃であると説明している。また、先払代金の返金を受けたのは森川中央議員本人であると説明している。

この点、森川中央議員にあつては、平成29年度分政務活動費収支報告書（以下「平成29年度分報告書」という。）を平成30年5月11日に提出し、事務所照明工事費を計上しているところ（別紙1）、実際に先払代金の返金を受けた日が同年5月末頃であったとしても、返金を受けた時点で、当初先払代金を支払った際に受け取った領収書が無効となっており、同領収書を用いることは適切ではないことを容易に認識できる状況にあつた。

また、京都市会では、収支報告書が提出された後（提出期限4月30日）、事務局において記載事項や添付書類の不備などについての事務的指摘を行い、これに応じて議員が修正を行うなどの作業を行っており、平成29年度分報告書の公開日である平成30年7月30日までに森川中央議員自身が修正を行う機会は十分にあったといえる。

しかしながら、森川中央議員は、当該公開日までの間に特段の修正を行わなかった。

また、当該公開後においても、今般の住民監査請求を機に不適切な計上が明らかとなるまで、修正は行わなかった。

以上のとおり、森川中央議員が、無効な領収書を用いて平成29年度分報告書に事務所照明工事費を政務活動費に計上し、本来請求できない公金を取得したことは明らかである。

2 平成30年度分政務活動費収支報告書への事務所照明工事費の計上について

森川中央議員は、6月5日付け回答において、平成30年度分政務活動費収支報告書（以下「平成30年度分報告書」という。）において事務所照明工事費を計上したのは（別紙2）、「計上の作業を機械的に行ったこと」、「金額や項目に注意を払わなかったこと」、

「何度かの工事や完了に立ち会わず把握に努めなかったこと」などが理由であると説明する。

しかし、森川央議員は、平成30年度分報告書を提出するに当たっては、平成29年度分報告書における政務活動費としての事務所照明工事費の計上の状況や、実際に行われた事務所照明工事及びその工事費用の支払状況を容易に把握できたはずであり、また、把握すべき責任があった。

このように、森川央議員は、事務所照明工事費を平成29年度分として計上したことや事務所照明工事及びその工事費用の支払状況を認識できる状況であったにもかかわらず、平成30年度分報告書においても、前年度と全く同一の事務所照明工事費を計上し、二重に公金を取得していたものである。

3 上記1及び2の不適切な計上の責任について

森川央議員は、平成30年3月31日の工事代金の支払及びその返金の受取りについて、自らが行ったと説明している。また、平成29年度分報告書及び平成30年度分報告書における計上の手続についても自らが行っている。

これらのことから、今般の事務所照明工事費の不適切な計上については、その責任が森川央議員本人にあることは明らかである。

第2 森川央議員の説明の変遷及び疑問が残る点

1 森川央議員による説明の変遷について

森川央議員は、先払代金の返金を受けた時期等の説明について、京都市会議長から京都市監査委員への報告（別紙3）に係る4月22日及び24日の調査の際の説明（以下「4月24日付け説明」という。）と、6月5日付け回答とで、次のとおり、その内容が変遷している。なお、森川央議員は、上記の各調査の際、業者のA氏とやりとりをしており、A氏から聞いた内容として、説明していたものである。

対象事項	4月24日付け説明	6月5日付け回答
返金を受けた時期	平成30年3月31日	5月末頃だと思う。
返金を受けた理由	工事に要するLEDの確保ができないこと。年度末であること。	いつもの取引通り振り込み記録したい。
業者が行った返金処理	当該業者においても、同日付けで返金処理がなされたと聞いている。	会社金庫に収納されていたとのこと。帳簿上の処理はないと思う。

森川央議員は、4月24日付け説明の際には、A氏に連絡して確認した内容として「工事に要するLEDの確保ができないこと。年度末であること」を返金の理由として説明した。しかし、それでは、平成30年3月31日に工事代金を現金で支払い、同日付け領収書を発行してもらいながら、同じ3月31日に工事代金の返金を受け、かつ領収書は返却しなかったということになり、事実経過として不自然・不合理であった。

その後、6月5日付け回答において、森川央議員は、業者の会計年度が5月末締めであることが判明したとして、返金を受けた時期を5月末頃だと思うと、説明内容を変遷させた。

2 森川央議員による説明に関し疑問が残る点について

(1) 平成29年度分に事務所照明工事費を計上した経緯について

森川央議員は、「工事が完了したものと計上してしまいました」、「何度かの工事や完了に立ち会わず、把握に努めなかったことも大きな誤りでした」と説明している。

しかし、市政報告会のために事務所照明工事を行ったものであることや、自らが使用する事務所の工事であることを踏まえると、事務所の照明工事が完了しているか否かについて、自らが把握していないというのは考え難く、その説明は不自然である。

(2) 平成30年3月31日付けの領収書の内容について

森川央議員は、平成29年度分報告書に添付した平成30年3月31日付けの領収書（別紙1）について、その記載者は全てA氏であると説明している。

しかし、領収書の記載を見ると、作成年月日欄の記載の数字の筆跡と金額の記載の筆跡とが異なるように見受けられ、その説明の信用性には疑問がある。

(3) 平成30年4月30日付けの請求書について

森川央議員は、見積書（別紙4）の提示を受け、平成30年3月31日に事務所照明工事代金を支払うとともに、同年4月30日付けで請求書（別紙2）の発行を受けたと当初説明していた。

しかし、工事代金は、通常、工事完了後に請求書に基づき支払うという流れが自然であり、工事完了日（5月29日）よりも前に代金の全額先払い（3月31日）がなされ、その後に特別値引き分を含んだ請求書の発行（4月30日付け）がなされたとの説明は、不自然である。また、当該請求書の金額も見積書や領収書の額と1,080円異なっており、業者の処理の流れとしてみて不整合で、不自然さが否めない。

(4) 先払代金の返金の理由等

ア LEDの確保

事務所照明工事については、実際には平成30年5月29日に業者による施工が行われて完了している。この点、第2の1に記載したとおり、平成30年3月31日付け領収書の工事代金の返金時期についての森川央議員の説明は不自然・不合理に変遷していると認められるところ、4月24日付け説明においては、返金を受けた理由を「工事に要するLEDが確保できないため」と説明していたにもかかわらず、6月5日付け回答では、LEDの確保に関する記載はない。

LEDの確保に関する説明内容は、実際には5月29日には工事の施工が完了している事実経過とも整合性がとれず不自然で、理解に苦しむものと言わざるを得ない。

イ 振込みによる記録

森川央議員は、6月5日付け回答において、先払代金の返金の理由として、業者から、「いつもの取引通り振り込み記録したい」との依頼があったと説明している。

しかし、業者側は、平成30年3月31日に現金で代金を受け取っているにもかかわらず、振込手続を記録するためとの理由で、約2箇月後となる5月末頃に返金したこととなる。現金の授受であっても、領収書が発行され、業者側の帳簿に

記載されれば問題が生じることはなく、振込手続を記録するためだけに返金と再送金といった処理を行う必要性及び相当性については疑問が残る。

なお、森川央議員は、業者は、5月末頃の代金の返金までの間、業者の金庫に工事代金を現金で収納をしていて、帳簿上の記録はないと思う、とも説明している。これも業者の会計処理として不自然である。

(5) 返金時期に係る説明の変遷

森川央議員は、本人自らが現金を支払い、自らが返金を受けているところ、返金を受けた時期におよそ2箇月間もの食い違いがあり、返金の時期を自らが明確に認識していないことは、通常、想定し難い。また、森川央議員はその都度A氏に確認しながら説明していたはずであるのに、事実の流れに照らし整合性のとれない不自然な説明や、説明内容に合理的理由に基づかない変遷があるものといえる。

第3 京都市会議長としての所感

1 森川央議員の政務活動費の不適切な計上について

(1) 過去の住民監査請求時における説明

森川央議員は、平成29年8月31日に請求された住民監査請求（監査結果の公表日は平成29年10月30日）の際にも、使用状況を示せるような関係資料を保全できておらず市民への説明責任が十分に果たせていないとして、平成24年度分及び平成25年度分の政務活動費に計上したレンタカー代及びガソリン代の全額を返還している。

その際、森川央議員は、京都市監査委員に対し、「今後は政務活動費の支出に当たり十分な証拠の保全をはじめ十分な説明責任が果たせるよう関連事務の適切さを改めて点検し必要な改善を図りたいと考えている。」と説明している。

しかし、その約半年後のこととなる今般の事務所照明工事費に係る政務活動費の杜撰な取扱いからは、森川央議員が政務活動費に関する関連事務の適切さを改めて点検し、必要な改善を図った様子は全く伺えない。

(2) 京都市会議員政治倫理条例の規定

京都市会議員政治倫理条例第3条においては、議員は、市民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこととされている。また、同条例第2条においては、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならないとされている。

森川央議員の一連の政務活動費に対する杜撰な取扱いは、これらの規定に明らかに反し、その責任は極めて重いものである。

2 京都市監査委員に対し誤った報告を行わせたことについて

森川央議員は、先払代金の返金を受けた時期の説明について、平成30年3月31日から5月末頃へと変更するなど、上記第2の1のとおり、4月24日付け説明と6月5日付け回答とで、その内容を変遷させている。

返金を受けた時期等については、問題となっている二重計上の経過に係る核心部分であるから、本来、森川央議員は、事実経過を明確に認識していなければ業者に十分確認すべきであったが、十分な確認を行わなかった（なお、4月24日付け説明の内容については、市会事務局職員が森川央議員に当該説明の内容を文書化したものを確認してもらい、相違ない旨の回答を得たうえで、京都市会議長から京都市監査委員に報告を行っている。）。

そして、結果として、京都市会議長から京都市監査委員に対して、誤った事実関係を報告させたものである。

これは、一連の調査等に対する不誠実な対応であると言わざるを得ず、京都市監査委員に対して報告を行った京都市会議長として、極めて遺憾であり、その責任を重く受け止めるよう強く求める。

3 説明責任について

政務活動費については、政務活動費の運用に関する基本指針にも定められており、積極的に説明責任を果たすことにより、一層の透明性の確保を図る必要がある。

また、京都市会議員政治倫理条例第2条においては、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならないとされている。

しかし、森川央議員の説明については、上記第2の1のとおり、4月24日付け説明と6月5日付け回答とでその内容が変遷しており、また、上記第2の2のとおり、その内容に不自然さや疑問が残る部分が多々あり、森川央議員は、市民の理解を得られるような説明責任を果たしたとは到底言えない。

4 森川央議員の責任

森川央議員の行った政務活動費の不適切な計上については、上記第1で述べたとおり、著しく不適切な取扱いによるものであり、その責任は森川央議員本人にある。

また、森川央議員は、事務所照明工事代金の支払の経過について自らは明確に認識をしていない旨の説明を行い、また、上記1(1)のとおり、過去に政務活動費を返還した際には、適切性の点検や改善を行う旨を述べていたにもかかわらず、こうしたことが行われた形跡も見受けられない。

政務活動費は、市民の税金を原資とする公金であり、その取扱いを任された京都市会議員として、森川央議員の一連の行動は、決して、許容されるものではなく、その責任は重大である。

第4 森川央議員の計上の状況及び説明の詳細

1 支出調書の内容

(1) 平成29年度分報告書における支出調書（別紙1）の内容

支出年月日 平成30年3月31日
使途項目 事務所費
使途内容 事務所照明設備取り替え（老朽化に伴うもの）
按分割合 50%
政務活動費支出額 75,168円
領収書等貼付欄の内容
貼付物 領収書
日付 平成30年3月31日
金額 150,336円
但書 LED照明器具・電気工事代として
発行 関西システム販売株式会社

(2) 平成30年度分報告書における支出調書（別紙2）の内容

支出年月日 平成30年7月17日
使途項目 事務所費
使途内容 事務所電気照明器具取り替え修理工事一式
按分割合 50%
政務活動費支出額 74,628円
領収書等貼付欄の内容
添付物 請求書及び口座の入出金明細
(請求書の記載の概要)
発行日付 H30-04-30
請求額 149,256円
日付 30-04-20 LEDシーリング 91,200円
日付 30-04-20 取付工事代 24,000円
日付 30-04-20 電気工事代 25,000円
日付 30-04-20 値引 -2,000円
税額 11,056円
(口座の入出金明細の記載額等)
2018年7月17日分 150,336円

2 森川央議員の説明の詳細

(1) 京都市会議長の京都市監査委員に対する報告

令和2年4月30日付けで京都市会議長から京都市監査委員に対し「LED照明に係る工事・計上に至る経緯等」として行った報告は、別紙3のとおりである。

本調査は、令和2年4月22日及び24日に市会事務局職員が森川央議員に対し経緯等の聴取を行い、その結果を取りまとめたものであり、その概略は、次のとおりである。

日付	内容
平成30年3月 (日付不詳)	・業者から見積りを受領した。
平成30年3月31日	・工事費を現金で先払いした。 ・領収書(金額150,336円)を受領した。 ・業者から代金の返金を受けた。 ・業者においても返金処理が行われたと聞いている。 ・領収書は返還せず手元に残った。
平成30年4月20日	・業者が事務所へ工事に訪れた。
平成30年4月30日 付け	・業者から請求書(平成30年度分報告書に添付されているもの。請求金額は、149,256円。以下「請求書①」という。)を受領した。
平成30年5月11日	・森川央議員が平成29年度分報告書を京都市会議長へ提出した。 ^{※1}
平成30年5月29日	・業者が事務所へ工事に訪れ、工事が完了した。
平成30年5月31日 付け	・業者から請求書(京都市監査委員の調査に応じて森川央議員が同委員へ提出したもの。請求金額は、150,336円。以下「請求書②」という。)(別紙5)を受領した。
平成30年7月17日	・森川央議員が業者に対し、事務所照明工事費を口座払いにより支払った。
平成30年7月30日	・京都市会議員の政務活動費収支報告書の公開
平成31年4月30日	・平成30年度分報告書を京都市会議長に提出した(事務所照明工事費を二重に計上)。

※1 平成29年度分報告書の事務局への提出締切日は、平成30年4月30日とされていたが、森川央議員から提出がなされたのは5月11日であった。また、政務活動費収支報告書については、提出後、公開までの間に、事務局において記載事項や添付書類の不備などについての事務的指摘を行い、これに応じて議員が修正を行うなどの作業を行っている。

(2) 京都市会議長による森川央議員への調査

ア 森川央議員の回答

令和2年5月29日に、工事の実施及び計上の経過について京都市会議長から森川央議員に対して質問を行い、同年6月5日に文書により回答を得た。森川央議員の説明の概要は次のとおりである。

(ア) 工事に至った経過

平成29年の早くに行った内装工事の一環で一部電気設備の撤去に伴い蛍光灯が切れた状態が続いていたが（別に複数あるスポットライトを利用）、平成29年末から月に一度事務所で実施することとなった市政報告会が晩であり、参加者から暗いという声が相次ぎ、今後も不具合が生じるため、その折から数回にわたり（業者の）A氏に解決をお願いしていたが、2月頃に改めて念押しで依頼し、3月初旬頃に断線の点検や蛍光灯の球切れなど不具合箇所の総点検（事務所にはスポットライトなど複数の照明やスイッチがあり配線が複雑であった）を実施してもらい、さらに途中でA氏からのLEDへの取替え提案を承諾し、3月下旬には断線の復旧と、開口・枠形状や寸法確認など取り替えるための作業にかかってもらっていた。

(イ) 平成30年3月31日に代金を先払いした経過

支払時に見積書（別紙4※2）を提示された記憶がある。

代金（現金）の支払は、森川央議員がA氏に対し行った。

年度末までに工事の清算と完了をしてもらいたいと急いで支払った。当日は土曜日でいつものインターネット振込みでは支払が遅延すると思ったと思う。

(ウ) 領収書の授受の経緯

領収書は、A氏が各欄を記載した。A氏が森川央議員に渡した。

(エ) 返金の経緯

A氏から、いつもの取引通り振り込み記録したいと依頼され私が返金を受けた。返金を受けたのは3月31日ではなく5月末頃だと思う（A氏から返金は年度末であると聞いていたが、この会社の会計年度は3月締めではなく5月末締めであり、私の認識違いであった。）。

(オ) 業者の行った返金処理の内容

（先払代金は、）会社金庫に収納されていたとのこと。帳簿上などでの処理はないと思う。

(カ) 平成30年4月20日の工事について

工事に訪れたのはA氏である。

4月20日前後に何度か事務所を訪れているとのこと。主に玄関入ってすぐの干渉のおそれのある柱の確認が必要だったとのこと。当時クーラー取付けなど忙

しかつたため下請けに任せることが念頭にあり現場の再確認が必要だったとのこと。いずれも私は立ち会っていない。

(キ) 平成30年4月30日付けの請求書について

この請求書発行当時は収支報告書の提出時期と重なっており、明細が必要だと当時意識し、A氏に依頼し、会社は入金記録がなく請求書を出力されたとのこと（出力したのはA氏の母）。なお値引き額の相違（1,000円）は親子間の見解の相違であったとのこと。結果的に意味をなさない書類であり破棄すべきところ私が保有したままになり、後日、二重計上を招いた。

(ク) 平成30年5月29日の工事について

工事に訪れたのは下請けのB氏である。

4箇所一般的な照明器具設置工事だが、配線やスイッチが多く面倒な工事当日は（A氏とB氏が）電話で連絡し合いながら実施したとのこと。

(ケ) 平成29年度分に政務活動費を計上した経緯及び理由

平成29年度の計上は、代金の支払が済んでおり工事が完了したものと計上してしまっただけ。また返金を受けた際は、A氏に依頼通り振り込めばよいと安易に考えていたと思う。この時に領収書の返還や破棄を考えるべきであった。

(コ) 平成30年度分に二重計上した理由

手元にあった4月30日発行の請求書に基づき支出調書を作成した。支払日は、50%按分金額の倍相当のものを通帳記録で特定し記入し、請求書と通帳記録を添付したと思う。こうした一連の作業を機械的に行っただけだと思う。平成29年度に計上した金額（150,336円）と、平成30年度に計上した金額（149,256円）の金額に大差なく項目も同様であるのに注意を払わなかった。また何度かの工事や完了に立ち会わず、把握に努めなかったことも大きな誤りであった。一方でA氏は発注ミスでLEDが納品されなかったことや長く照明の不具合全般が解決できないことの原因を感じ工事の完了報告をしづらかったとのことである。

※2 別紙4の見積書は、令和2年6月5日の森川中央議員からの文書回答の際に提出があったもの。森川中央議員が保有していたものではなく、今回の調査に回答するため、業者から提出を受けたものであるとのこと。

イ 京都市会議長の調査を踏まえた経緯等の概要

6月5日付け回答を踏まえ、追加、変更等の反映を行った経緯等の概略は次のとおりである。

なお、追加事項については、ゴシック体で記載している。また、内容が変わっている事項については、ゴシック体で記載するとともに下線を付している。

日付	内容
平成30年3月20日頃	・業者から見積りを受領した。別メーカーのもので、高価であった。
平成30年3月31日	・平成30年3月22日付け見積書（別紙4）の提示を受けた。 ・事務所照明工事費を現金で先払いした。 ・領収書（金額150,336円）を受領した。
平成30年4月20日前後	・業者が現場の再確認に何度か事務所へ訪れた。
平成30年4月30日付け	・業者から請求書①を受領した。
平成30年5月11日	・森川央議員が平成29年度分報告書を京都市会議長へ提出した。
平成30年5月29日	・下請け業者が事務所へ工事に訪れ、工事が完了した。
平成30年5月31日付け	・業者から請求書②を受領した。
<u>平成30年5月末頃</u> <u>（詳細な日付は不明）</u>	・業者から代金の返金を受けた。 ・業者における帳簿上の返金処理はないと思う。 ・領収書は返還せず手元に残った。
平成30年7月17日	・森川央議員が業者に対し、事務所照明工事費を口座払いにより支払った。
平成30年7月30日	・京都市議員の政務活動費収支報告書の公開
平成31年4月30日	・平成30年度分報告書を京都市会議長に提出した（事務所照明工事費を二重に計上）。

3 返金を受けた時期等に係る説明の変遷について

森川央議員の説明の変遷は、次のとおりである。

対象事項	4月24日付け説明	6月5日付け回答	変更等の理由
先払代金の返金を受けた時期	平成30年3月31日	5月末頃だと思う。	(工事業者の) A氏から返金は年度末であると聞いていたが、この会社の会計年度は3月締めではなく5月末締めであり、私の認識違いであった。 ^{※1}
先払代金の返金を受けた理由	工事に要するLEDの確保ができない。 年度末である。	いつもの取引通り振り込み記録したい。	—
返金日に業者が行った返金処理	当該業者においても、同日付けで返金の処理がなされたと聞いている。	会社金庫に収納されていたとのこと。帳簿上の処理はないと思う。	森川央議員からは、6月5日提出の回答文書において「会社金庫に収納されていたとのこと。」との回答があった。また、市会事務局職員が口頭で確認したところ、「帳簿上の処理はないと思う」旨、回答があった。 ^{※2}

※1 森川央議員は、6月5日付け回答において、返金時期が5月末頃であることを具体的に裏付けるような事情について説明しなかったため、返金を受けた時期が3月31日と5月末頃のいずれが正しいのかを確定させることはできなかった。

※2 森川央議員は、6月5日付け回答のうち、平成30年4月30日付け請求書(別紙2)の発行に係る説明において、当該請求書が発行されたのは、会社に入金記録がなかったためと述べている。

平成2年4月24日削除

第4号様式 (第5条関係)

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名

支出年月日	平成30年 3月31日	整理No.	29
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事務所照明設備取り替え (老朽化に伴う物)		
按 分 割 合	50%	政務活動費 支 出 額	75,168 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			

領収証

森川ひまわり事務所 様 平成30年 3月31日

金額 ￥1,503,360

上記正に領収いたしました 但
内 消費税 LED照明器具・電料代等

現・小 廣西システム販売株式会社

〒615-8224 京都市西京区上桂三の宮町43-6
TEL(075)881-6417 FAX(075)331-2206

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

令和二年4月24日消除

第2号様式 (第5条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名

森川 央

支出年月日	平成30年 7月 17日	整理No.	
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	事務所電気照明器具取替修理工事一式		
按分割合	50%	政務活動費 支出額	74,628円
備考	抑制的に按分可。		
(領収書等貼付欄)			
通帳年々参照(2)			

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

令和2年4月24日削除

お客様No002076

請求書

発行日付	頁	CP
H30-04-30	1/1	1

615-8225
京都市西京区上桂森下町1-244

関西システム販売株式会社
〒615-8224
京都市西京区上桂三ノ宮町43-6
Tel. 075-381-6417

森川ひさし事務所 様

締切日 御支払予定日

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

前期御請求額	当期御入金額	当期差引繰越	当期御買上額	当期御請求額
*0	*0	*0	*149,256	*149,256

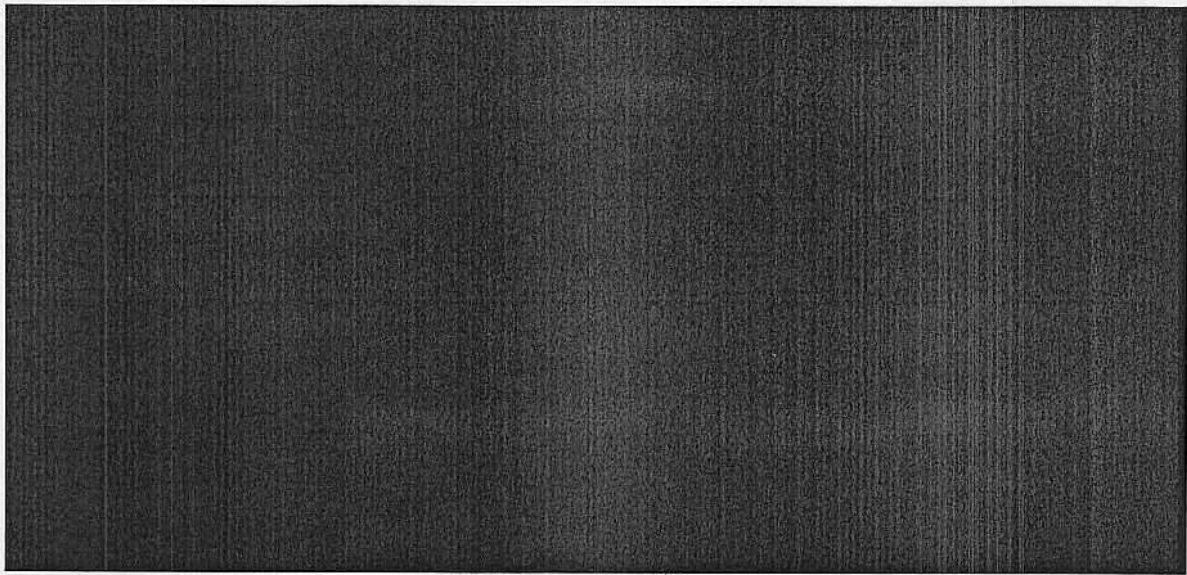
区	目付 伝票No	品名・型番・メーカー	数量単位		金額	税
			単	価		
1	30-04-20 26218	LEDシーリング照明器具 三菱 EL-SK4010N/3	4	22,800	91,200	外 8%
1	30-04-20 26218	取付工事代 標準工事取付3000円標準外工事3000円	4	6,000	24,000	外 8%
1	30-04-20 26218	電気工事代 漏電点検調査及び配線復旧	1	25,000	25,000	外 8%
4	30-04-20 26218	値引 特別値引き		2,000	-2,000	外 8%
			外税分計 138,200(11,056)		小計 149,256	

区=1:掛売 2:現金売 3:返品 4:値引 5:返金 6:その他 0:入金

税抜御買上額	138,200
税額合計(内・外)	11,056

取引銀行





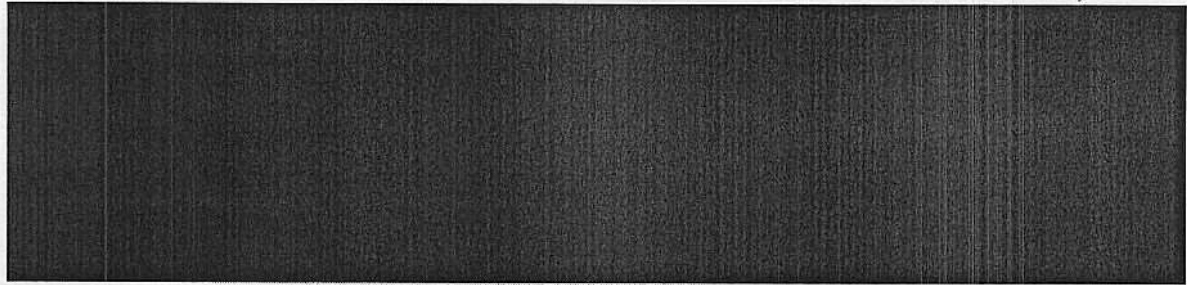
001 2018年07月03日分 36,643円 出金 [REDACTED] 外 [REDACTED] [編集] ✓



001 2018年07月06日分 100,000円 出金 [REDACTED] 外 [REDACTED] [編集] ✓



002 2018年07月17日分 150,336円 出金 [REDACTED] 外 [REDACTED] [編集] ✓



001 2018年08月01日分 1,017,680円 出金 [REDACTED] 外 [REDACTED] [編集] ✓



前ページ [1](#) [2](#) [3](#) [4](#) [5](#) 次ページ

[通帳形式ダウンロード](#)

入出金明細をCSVファイルでダウンロードできます。

※ご覧いただける明細は最新の取引を反映していない場合があります。

[トップページへ](#)

令和2年4月30日

京都市監査委員
鶴谷 隆 様
河原林 温朗 様

京都市会議長 山本 恵一
(担当：市会事務局調査課)

住民監査請求（監第70-1号令和2年3月30日付け通知分）について（報告）

標記の住民監査請求の対象支出のうち、森川央議員に係る支出について、下記のとおり御報告いたします。

記

1 収支報告書等の修正等について

次の2件の支出について、別紙1のとおり、それぞれ令和2年4月24日付けで収支報告書等が修正されるとともに、別紙2のとおり、当該支出に係る政務活動費が返還されました。なお、①については標記の住民監査請求の対象となっているもの、②については当該支出に関連するものです。

- ① 平成30年度分LED工事に係る政務活動費（事務所費・整理No.4）
- ② 平成29年度分LED工事に係る政務活動費（事務所費・整理No.29）

2 収支報告書等の修正に至る経緯等について

市会事務局職員が森川央議員から聞き取った内容については、別紙3「LED照明に係る工事・計上に至る経緯等」のとおりです。

なお、別紙3の内容につきましては、森川央議員に御確認いただき、相違ないとの回答を得ております。

LED照明に係る工事・計上に至る経緯等

1 確認日時等

(1) 日時及び場所

令和2年4月22日 10時10分～40分頃（市会第2応接室）

同日 12時30分～45分頃（市会事務局応接スペース）

令和2年4月24日 15時10分～30分頃（市会第2応接室）

(2) 確認者

市会事務局調査課調査課長 ， 同法制係長

(3) 確認先

森川央議員

2 確認した内容

(1) 返還の意向等

- ・ 平成29年度分のLED工事費（事務所費・整理No.29）と、平成30年度分のLED工事費（事務所費・整理No.4）とは、同一の工事に関するものである。
- ・ 工事日が平成30年度であるので、平成29年度分が誤りである。
- ・ 実際の工事実施日は平成30年5月29日であるため、平成29年度分LED工事に係る政務活動費については返還する。
- ・ また、平成30年度分LED工事に係る政務活動費についても返還する。

(2) 工事・計上に至る経緯

- ・ 平成30年3月初旬に該当箇所の事務所照明に不具合が発生した。
- ・ 同年3月に関西システム販売株式会社から見積りを受領した。
- ・ 同月31日に代金を先払いし、同日付けの領収書（以下「本件領収書」という。）を受領した。普段、口座から払い込みしているが、このときは現金払いであった。
- ・ 関西システム販売株式会社から、工事に要するLEDの確保ができない、年度末であるなどとして、同日、代金の返金を受けた。同社においても、同日付けで返金の処理がなされたと聞いている。
- ・ この時、本件領収書（平成29年度分のLED工事費の支出調書に貼付されてい

るもの)の返還を求められなかったため、本件領収書が手元に残った。

- ・ 平成30年4月20日に、関西システム販売株式会社が事務所へ工事に訪れたが、私は立ち会っていない。
- ・ 平成30年4月30日付けで、関西システム販売株式会社から、請求書①(平成30年度LED工事費の支出調書に添付されているもの)を受領した。請求金額は、149,256円
- ・ 平成30年5月29日に関西システム販売株式会社が事務所へ工事に訪れ、工事が完了したが、私は立ち会っていない。
- ・ 平成30年5月31日付けで、関西システム販売株式会社から、請求書②(回答書に添付して監査委員に提出したもの)を受領した。請求金額は、150,336円
- ・ 関西システム販売株式会社に確認したところ、実際のLED照明取付工事の完了日は、平成30年5月29日であり、請求書①は金額も含め誤って発行したもの、請求書②が正しい請求書であるとのことであった。
- ・ 平成29年度分政務活動費収支報告書において、本件領収書の写しを添付し、平成29年度分のLED工事費として計上した。工事年度について意識せず計上した。
- ・ 平成30年度分政務活動費収支報告書において、請求書①の写し及び平成30年7月17日に150,336円を関西システム販売株式会社に振り込んだ旨が掲載されている口座の入出金明細を添付して平成30年度分のLED工事費を計上した。

以上

御見積書

平成30年 3月22日

森川事務所 様

下記のとおり御見積申しあげます。

受渡期日 (指定日)平成 年 月 日

受渡場所 (ご指定場所)

引取1.現金(当月内振込)

2.手形(割引手数料必要)

有効期限 二週間以内

関西システム販売株式会社

〒615-8224

京都市西京区上桂三ノ宮町43-6

TEL:075-381-6417

FAX:075-391-2206

メール:talk@talk-net.jp

No.	メーカー	商 品	機種名	色	数量	標準価格	当店価格	見積価格
1	三菱電機	LED照明器具	EL-SK4010N/3 AHTZ		4	38,000	22,800	91,200
2		取付工事			4		6,000	24,000
3								
4		その他電気配線工事	配線チェック・漏電チェック等		1式		24,000	24,000
5								
6								
7								
8								
9								
10								
小 計								139,200
消 費 税								11,136
合 計								150,336

ご連絡事項

お客様No002076

請求書

発行日付	頁	CP
H30-05-31	1/1	1

615-8225
京都市西京区上桂森下町1-244

関西システム販売株式会社
〒615-8224
京都市西京区上桂三ノ宮町43-6
Tel 075-381-6417
振替

森川ひさし事務所 様

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

締切日	御支払予定日
-----	--------

前期御請求額	当期御入金額	当期差引繰越	当期御買上額	当期御請求額
*0	*0	*0	*150,336	*150,336

区	日付		品名・型番・メーカー	数量		金額	税
	伝票No			単	価		
1	30-05-28		LEDシーリング照明器具 三菱	4		91,200	外 8%
	26218		EL-SK4010N/3		22,800		
1	30-05-28		取付工事代	4		24,000	外 8%
	26218		標準工事取付3000円標準外工事3000円		6,000		
1	30-05-28		電気工事代	1		25,000	外 8%
	26218		漏電点検調査及び配線復旧		25,000		
4	30-05-28		値引			-1,000	外 8%
	26218		特別値引き		1,000		
				外税分計 139,200(11,136)		小計 150,336	

区=1:掛売 2:現金売 3:返品 4:値引 5:返金 6:その他 0:入金

税抜御買上額	139,200
税額合計(内・外)	11,136

取引銀行